

障害福祉サービスの利用について

(全国社会福祉協議会 平成26年4月版からの抜粋)

障害者総合支援法では支援の充実が求められていた難病等が対象に加えられました

障害者総合支援法では、これまで障害者自立支援法で対象となっていた身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等が加えられました。

障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	IgA腎症	2	亜急性硬化性全脳炎	3	アジソン病
4	アミロイド症	5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	6	ウェゲナー肉芽腫症
7	HTLV - 1 関連脊髄症	8	ADH不適合分泌症候群	9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎	11	下垂体前葉機能低下症	12	加齢性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症	14	関節リウマチ	15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症	17	偽性副甲状腺機能低下症	18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎	20	強皮症	21	ギラン・バレー症候群
22	筋萎縮性側索硬化症	23	クッシング病	24	グルココルチコイド抵抗症
25	クロウ・深瀬症候群	26	クローン病	27	劇症肝炎
28	結節性硬化症	29	結節性動脈周囲炎	30	血栓性血小板減少性紫斑病
31	原発性アルドステロン症	32	原発性硬化性胆管炎	33	原発性高脂血症
34	原発性側索硬化症	35	原発性胆汁性肝硬変	36	原発性免疫不全症候群
37	硬化性萎縮性苔癬	38	好酸球性筋膜炎	39	後縦靭帯骨化症
40	拘束型心筋症	41	広範脊柱管狭窄症	42	高プロラクチン血症
43	抗リン脂質抗体症候群	44	骨髄異形成症候群	45	骨髄線維症
46	ゴナドトロピン分泌過剰症	47	混合性結合組織病	48	再生不良性貧血
49	サルコイドーシス	50	シェーグレン症候群	51	色素性乾皮症
52	自己免疫性肝炎	53	自己免疫性溶血性貧血	54	視神経症
55	若年性肺気腫	56	重症急性膵炎	57	重症筋無力症
58	神経性過食症	59	神経性食欲不振症	60	神経線維腫症
61	進行性核上性麻痺	62	進行性骨化性線維形成異常症	63	進行性多巣性白質脳症
64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	65	スモン	66	正常圧水頭症
67	成人スチル病	68	脊髄空洞症	69	脊髄小脳変性症
70	脊髄性筋萎縮症	71	全身性エリテマトーデス	72	先端巨大症
73	先天性QT延長症候群	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症
76	側頭動脈炎	77	大動脈炎症候群	78	大脳皮質基底核変性症
79	多系統萎縮症	80	多巣性運動ニューロパチー	81	多発筋炎

82	多発性硬化症	83	多発性嚢胞腎	84	遅発性内リンパ水腫
85	中枢性尿崩症	86	中毒性表皮壊死症	87	TSH産生下垂体腺腫
88	TSH受容体異常症	89	天疱瘡	90	特発性拡張型心筋症
91	特発性間質性肺炎	92	特発性血小板減少性紫斑病	93	特発性血栓症
94	特発性大腿骨頭壊死	95	特発性門脈圧亢進症	96	特発性両側性感音難聴
97	突発性難聴	98	難治性ネフローゼ症候群	99	膿疱性乾癬
100	嚢胞性線維症	101	パーキンソン病	102	バージャー病
103	肺動脈性肺高血圧症	104	肺胞低換気症候群	105	バッド・キアリ症候群
106	ハンチントン病	107	汎発性特発性骨増殖症	108	肥大型心筋症
109	ビタミンD依存症二型	110	皮膚筋炎	111	びまん性汎細気管支炎
112	肥満低換気症候群	113	表皮水疱症	114	フィッシャー症候群
115	プリオン病	116	ベーチェット病	117	ペルオキシソーム病
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
121	慢性膵炎	122	ミトコンドリア病	123	メニエール病
124	網膜色素変性症	125	もやもや病	126	有棘赤血球舞踏病
127	ランゲルハンス細胞組織球症	128	リソソーム病	129	リンパ管筋腫症
130	レフェトフ症候群				

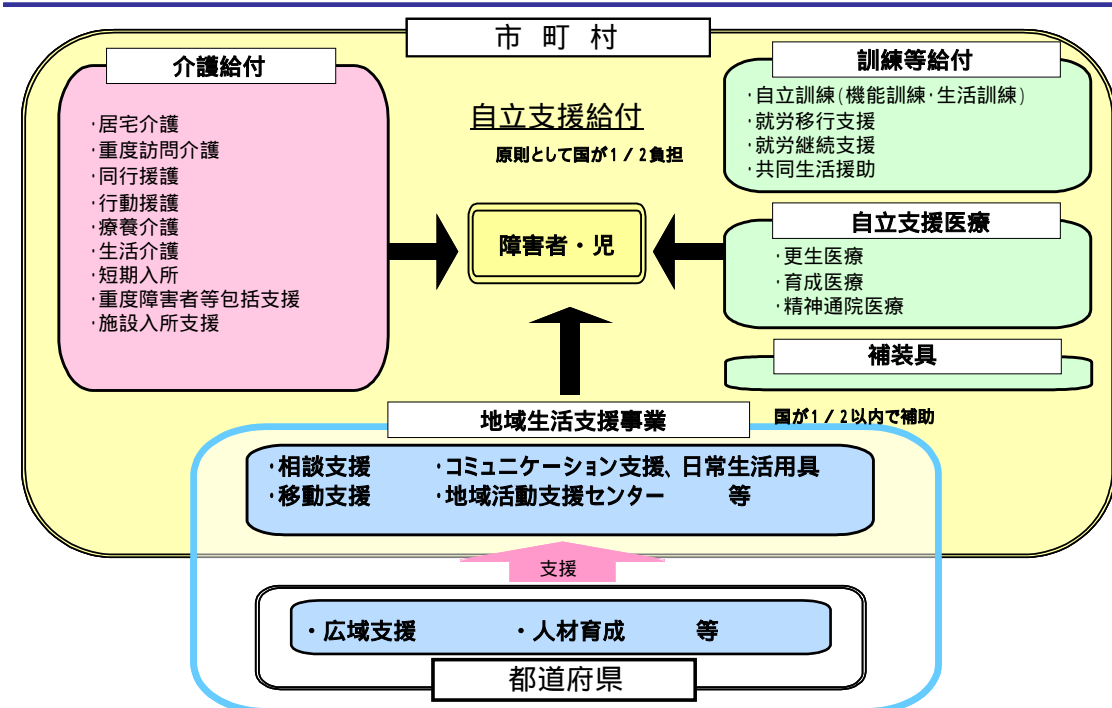
上記に示した対象疾患は、現在国の「障害者総合支援法対象疾病検討会」において拡大する方向で検討されており、今後平成27年1月以降に第1次の追加が実施され、平成27年夏以降に第2次の追加がなされる見込みです。

1 障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

障害児に関するサービスは平成24年4月より大きく再編されました。また、すべて児童福祉法に位置づけられました。

障害者総合支援法の給付・事業



2 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

(1) 介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 訓練等給付

自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

* 平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

(3) 地域生活支援

移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

3 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、障害児利用支援計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

なお、「重症心身障害児（者）通園事業」が「児童発達支援」等として法定化されたこととともない、18歳以上の障害者が引き続き利用するためには、新たに支給決定を受けることが必要となっていますが、本人の申出により障害支援区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置（*）が設けられています。

（*）経過措置期間は平成27年3月末まで。

4 「児童福祉法」による障害児を対象としたサービスの概要

(1) 障害児施設

障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに大別されています。

(2) 居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が平成24年より市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

(3) 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されます。なお、現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

5 市町村における障害児を対象としたサービス

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、障害児相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援を実施します。

児童発達支援事業

通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

(2) 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

以 上